

生野区安全・安心なまちづくりに関する協定書

大阪市高速電気軌道株式会社（以下「甲」という。）、大阪府生野警察署（以下「乙」という。）、大阪市生野区役所（以下「丙」という。）は、生野区における安全・安心なまちづくりに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれの業務において相互に連携し、地域安全の向上を図ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、甲、乙及び丙が相互に連携し、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた取組に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 本協定は、甲、乙及び丙に特別な活動を行う義務を負わせるものではなく、また特別な権限を与えるものでもない。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 犯罪被害防止及び交通事故防止に関すること
- (2) 高齢者、子どもや女性の安全・安心に関すること
- (3) 犯罪を認め、又は不審者に関する情報を認知した場合の通報及び捜査等への協力に関すること
- (4) その他、協議により合意した安全・安心なまちづくりに関すること

（実施地域）

第4条 本協定は、大阪市生野区内において適用するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の運用に際して知り得た情報については、正当な理由なく、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、理由のいかんを問わず本協定の終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(免責事項)

第6条 甲、乙及び丙は、上記に定める連携事項についての取組に伴う結果については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとし、甲、乙及び丙が特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

2 甲については、社会実験中であるオンデマンドバス事業部門が本協定を実施するものとする。

なお、オンデマンドバスに関し、社会実験期間中であることから同期間等に変更がある場合は、別途協議することとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月22日

甲 大阪市高速電気軌道株式会社
交通事業本部
オンデマンドバス部長

乙 大阪府生野警察署長

丙 大阪市生野区長